起業を応援するまち あびこ

第10回

2023 民域創美型

(我孫子市特定創業支援等事業)

マーケティング、資金調達、事業計画、労務管理、税務知識、オンラインの活用、法人設立、開業手続など創業に必要な知識や創業時に行うべきことを万遍なく学ぶことができる密度の濃い4日間です

✓ 地元で学べる

☑ 日曜日に学べる

☑ 全 4 回 8.000 円

● 日 時 **9/10**, **9/24**, **10/8**, **10/22** 毎回 9:00 ~ 17:00

- 会 場 我孫子市役所庁舎分館 1 階 大会議室
- 参加費 8,000円(4日間で)初日に納付書配布⇒ 定 員 25名→ 対 象 起業を目指す方と創業して5年以内の方
- (●4 日間全て出席できる方●市外在住者も可●定員超えの際は市内起業予定者を優先)

※新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、 延期又は実施方法を変更する場合もあります。



この事業は国の認定を受けた【特定創業支援等事業】です

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援 我孫子市が交付する特定創業支援等事業の講座を受けたことの証明 書によって次の支援を受けることができます。

(1) 登録免許税の軽減

認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて創業を行おうとする方が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(資本金の 0.7%→0.35%)されます。

※最低税額は15万円のところ7.5万円に減額

(2) 信用保証枠の拡充

無担保、第三者保証人なしの信用保証協会の創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。

(3) 信用保証枠の特例

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

- (4) 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件拡充 ①今まで日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の利用について は、自己資金(開業資金総額)10分の1以上有することが利 用要件となっていましたが、特定創業支援等事業の証明書を得 た創業希望者や創業者(税務申告2期未満の者)は自己資金要 件を満たすものとみなし、本制度の申込ができます。
 - ②新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ 新たに事業を始める方や事業開始後概ね7年以内の方が対象
- (5) 我孫子市創業支援補助金の対象(市施策メニュー) 市内の空きテナント等を利用して事業をスタートする方に対し、賃料の一部が補助されます。ご利用予定の方は事前に市へ ご連絡ください。



お客様のウォンツを一緒に 考えましょう。 中小企業診断士 鴨志田栄子



社会保険の仕組みを 分かりやすく説明します。 社会保険労務士

経理の基礎、インボイス制度 その他相談事例を紹介します。 税理士

海老原玲子



堀田直紀子

起業を成功させる方法を 共に考えていきましょう。 中小企業診断士

中島 誠



ゼロからでも大丈夫。 楽しく起業しましょう。 行政書士 木川敏子

私たち講師陣がお待ちしています

カリキュラム、受講申込票は裏面にあります

■主催:我孫子市、NPO 法人 ACOBA

■申込・問合せ先: NPO 法人 ACOBA 〒270-1151 我孫子市本町 3-4-17

■TEL: 04-7181-9701 FAX: 04-7185-2241 E-mail: acoba@key.ocn.ne.jp

注)参加費は初日にお渡しする納付書でお支払いください ■昼食は各自

■昼食は各自ご用意ください